（交付株式）

第五十五条の三　法第二百四十四条の二第二項に規定する法務省令で定める株式は、次に掲げる株式とする。

一　募集新株予約権の内容として次のイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該イ又はロに定める新株予約権（次号及び次項において「取得対価新株予約権」という。）の目的である株式

イ　法第二百三十六条第一項第七号ヘに掲げる事項　同号への他の新株予約権

ロ　法第二百三十六条第一項第七号トに掲げる事項　同号トの新株予約権付社債に付された新株予約権

二　取得対価新株予約権の内容として法第二百三十六条第一項第七号ニに掲げる事項についての定めがある場合における同号ニの株式

2　前項の規定の適用については、取得対価新株予約権の内容として同項第一号イ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該イ又はロに定める新株予約権は、取得対価新株予約権とみなす。

3　交付株式の数が特定引受人に対する募集新株予約権の割当ての決定又は特定引受人との間の法第二百四十四条第一項の契約の締結の日（以下この項において「割当等決定日」という。）後のいずれか一の日の市場価額その他の指標に基づき決定する方法その他の算定方法により決定される場合における当該交付株式の数は、割当等決定日の前日に当該交付株式が交付されたものとみなして計算した数とする。

（株主に対する通知を要しない場合）

第五十五条の四　法第二百四十四条の二第四項に規定する法務省令で定める場合は、株式会社が割当日の二週間前までに、金融商品取引法の規定に基づき第五十三条各号に掲げる書類（第五十五条の二各号に掲げる事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。）であって、内閣総理大臣が当該割当日の二週間前の日から当該割当日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。

（株主に対する通知を要しない場合における反対通知の期間の初日）

第五十五条の五　法第二百四十四条の二第五項に規定する法務省令で定める日は、株式会社が金融商品取引法の規定に基づき前条の書類の届出又は提出（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供した場合にあっては、その提供）をした日とする。

第五十六条第一項に次の一号を加える。

五　新株予約権取得者が新株予約権売渡請求により当該株式会社の発行する売渡新株予約権の全部を取得した者である場合において、当該新株予約権取得者が請求をしたとき。

第五十六条第二項中「新株予約権取得者が新株予約権証券又は新株予約権付社債券を提示して請求をした」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　新株予約権取得者が新株予約権証券又は新株予約権付社債券を提示して請求をした場合

二　新株予約権取得者が新株予約権売渡請求により当該株式会社の発行する売渡新株予約権の全部を取得した者である場合において、当該新株予約権取得者が請求をしたとき。

第二編第三章中第六十二条の次に次の一条を加える。

（新株予約権に係る払込み等の仮装に関して責任をとるべき取締役等）

第六十二条の二　法第二百八十六条の三第一項に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　払込み等（法第二百八十六条の二第一項各号の払込み又は給付をいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った取締役及び執行役

二　払込み等の仮装が取締役会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該取締役会の決議に賛成した取締役

ロ　当該取締役会に当該払込み等の仮装に関する議案を提案した取締役及び執行役

三　払込み等の仮装が株主総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該株主総会に当該払込み等の仮装に関する議案を提案した取締役

ロ　イの議案の提案の決定に同意した取締役（取締役会設置会社の取締役を除く。）

ハ　イの議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

ニ　当該株主総会において当該払込み等の仮装に関する事項について説明をした取締役及び執行役

第六十三条第三号イ中「事項（」の下に「第八十五条の二第三号、第八十五条の三第三号、」を加え、同条第七号中ワをヨとし、ハからヲまでを ホからカまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　全部取得条項付種類株式の取得

ニ　株式の併合

第七十二条第三項第一号中「取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第四号において同じ。）」を加え、同項第三号中リを力とし、ハからチまでをチからワまでとし、ロをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　法第三百六十一条第五項

ト　法第三百六十一条第六項

第七十二条第三項第三号中イをニとし、ニの前に次のように加える。

イ　法第三百四十二条の二第一項

ロ　法第三百四十二条の二第二項

ハ　法第三百四十二条の二第四項

第七十二条第三項第三号に次のように加える。

ヨ　法第三百九十九条の五

第七十四条第一項中「が取締役」の下に「（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。次項第二号において同じ。）」を加え、同項に次の二号を加える。

三　株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、法第三百四十二条の二第四項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要

四　候補者と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

第七十四条第二項第二号中「第百二十一条第七号」を「第百二十一条第八号」に改め、同条第三項中「他の会社」を「他の者」に、「子会社」を「子会社等」に改め、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る。）であるときは、その旨

第七十四条第四項中「当該候補者についての」を削り、同項第五号中「社外監査役」の下に「（社外役員に限る。）」を加え、同項第六号ホ中「ホ及び第七十六条第四項第六号ホ」を「ヘ、第七十四条の三第四項第六号ヘ及び第七十六条第四項第六号ヘ」に改め、同号中ホをヘとし、ニを削り、同号ハ中「当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者」を「次に掲げる者」に、「準ずるもの」を「準ずる者」に改め、同号ハに次のように加える。

(1)　当該株式会社の親会社等

(2)　当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員

第七十四条第四項第六号中ハをホとし、ロをニとし、同号イ中「業務執行者で」を「業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことが」に改め、同号中イをハとし、ハの前に次のように加える。

イ　過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ハ及びホ(2)において同じ。）であったことがあること。

ロ　当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

第七十四条第四項中第八号を削り、第九号を第八号とする。